

短期入所療養介護（多床室） 運営規程

第1章 施設の目的および運営方針

（運営規程設置の趣旨）

第1条 医療法人 健甦会 が開設する介護老人保健施設小美玉敬愛の杜（以下「当施設」という。）が実施する短期入所療養介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（施設の目的）

第2条 当施設の短期入所療養介護は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、医学的管理の下における看護、介護及び機能訓練その他必要な医療を提供し、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援するとともに、利用者の居宅における生活の質の向上及び利用者又はその家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 1、当施設は、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう居宅介護支援計画並びに短期入所療養介護サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とする医療並びに日常生活上の支援を行い、身体機能の維持向上および日常生活の自立を目指すとともに、利用者又はその家族の身体的、精神的負担の軽減を図り、利用者が出来る限り在宅生活が維持できるよう、在宅介護の支援に努める。

2、当施設では、利用者の意思および人格を尊重し、自傷他傷の恐れがある緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対して身体拘束を行わない。

3、当施設は、利用者の人権擁護、虐待防止のために、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対して研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4、当施設では、介護老人保健施設が地域の中核となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者、茨城県や小美玉市並びに関係市町村と綿密な連携を図るとともに、地域の各医療機関との連携を図り、利用者が地域において総合的にサービス提供を受けることが出来るよう努める

5、当施設では、利用者の心身の健康と長寿が甦ることを目的に「すこやか」で「個性豊かに」過ごすことが出来るようサービス提供に努める。

6、サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し介護老人保健施設での短期入所療養介護利用上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

7、利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解をえることとする。

8、当施設は、介護保険施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規程する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

第2章 施設の名称及び所在地

(施設の名称及び所在地)

第4条 当施設の名称、所在地等は次の通りとする。

1、施設名	介護老人保健施設 小美玉敬愛の杜
2、開設年月日	平成24年2月1日
3、所在地	茨城県小美玉市中台148番地
4、電話番号	0299-56-5181
5、FAX	0299-56-3788
6、介護老人保健施設指定	平成24年2月1日
7、管理者名	高木 秀峯
8、介護保険施設指定番号	0855680013

第3章 職員の定数、業種及び業務

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種・員数は、次の通りであり、必置職については法令の定めるところである。

1、管理者	1名
2、医師	1名以上
3、看護職員	6名以上
4、介護職員	21名以上
5、支援相談員	1名以上
6、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士	1名以上
7、管理栄養士、栄養士	1名以上
8、調理職員	必要数
9、介護支援専門員	1名以上
10、事務職員	必要数

(従業者の職務内容)

第6条 前項に定める当施設職員の業務内容は、次のとおりとする。

- 1、管理者は、関連職種の連携、他職種協働を旨とし、介護老人保健施設運営全般を一元的に管理する。
- 2、医師は、利用者の病状及び身体状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。又、退所時、認定調査等、必要に応じて医学的な情報提供を行う。
- 3、看護職員は医師の指示に基づき医療行為を行うほか、利用者の短期入所療養介護サービス計画に基づく看護を行う。又リスクマネジメント等新人教育、研修指導を行う。
- 4、介護職員は、利用者の短期入所療養介護サービス計画に基づく介護を行う。
- 5、支援相談員は、短期入所療養介護計画が円滑に推進されるよう、利用開始から、利用後に至るまで利用者及びその家族からの相談に適切に応じる。又施設サービス計画が、他職種協

働で、効率的に推進されるよう正確な情報の共有と伝達及び連携を図る。

6、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師の指示に基づきリハビリテーション計画を作成するとともに、機能訓練の実施及び実施に際し指導を行う。

7、管理栄養士及び栄養士は、医師の指示に基づき、必要な療養食の提供を行う。又利用者の契約する居宅介護支援事業所の計画した居宅介護支援計画、短期入所療養介護計画に基づき栄養ケア計画を作成するとともに、適切な食事提供を行う。

8、調理職員は、利用者に対し適切な食事を提供するとともに、衛生管理に留意する。

9、介護支援専門員は、利用者の契約する居宅介護支援事業所の計画した居宅介護支援計画に基づき、サービス担当者会議を主催し、短期入所療養介護サービス計画の立案を行う。

10、事務職員は、運営管理のため諸事務の処理を行う。

(勤務時間)

第7条 職員の勤務時間は、次の通りとする。

平常勤務	①	6時00分	～	15時00分
	②	7時00分	～	16時00分
	③	8時30分	～	17時30分
	④	10時00分	～	19時00分
	⑤	13時00分	～	22時00分
夜間勤務		22時00分	～	翌日7時00分

(夜勤体制)

第8条 夜間勤務（22時から翌日7時）は2名を必置とする。

(職員の服務規則)

第9条 職員は、関係法令及び諸規程を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念し、服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し常に次の事項に留意する。

- 1、利用者に対しては、人格を尊重し懇切丁寧を旨とし、「安心」「安全」なケアを提供するべく接遇すること。
- 2、利用者に対して明朗な態度であり続けるために、常に個人衛生に留意すること。
- 3、お互いに協力し合い、能率の向上に努力すること。
- 4、施設の設備・備品の取り扱いには十分留意し、無駄を排し節約を心掛ける。

(職員の質の向上)

第10条 施設職員の質の向上のために、その研修の機会を保障する。

当施設はすべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規程する政令で定めるもの等の資格を有する者、その他これに類するものを除く）に対して認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるための必要な措置を講じるものとする。

(職員の健康管理)

第11条 職員は、自らの健康維持に努めるとともに、施設が行う年1回の健康診断を受ける。但し、夜間勤務に従事する職員は、年2回の健康診断を受診しなければならない。

(守秘義務)

第12条 施設職員に対して、施設職員である期間、及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を漏らすことの無いよう指導教育を図るほか、施設職員等が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。

第4章 短期施設入所の定数及び入退所の措置

(短期入所者の定員)

第13条 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の利用定数は5人を基準とする。

(定数の遵守)

第14条 地震等非常災害、その他やむを得ない事情の有る場合を除き、療養室以外の場所に入所をさせない。

(利用の手続き)

第15条 1、当施設は、利用者の契約する指定居宅支援事業者からの短期入所療養介護利用に関する相談に基づいて利用申込者を利用させるものとする。
2、利用申込者の介護の程度が重いことをもって利用を拒まない。
3、利用申込者の利用に際しては、病歴、家族状況などの把握に努める。
4、利用申込者の病状その他により、当施設での対応が困難であると認めた場合には、適切な他の社会資源の利用を誠実に支援する。
5、当施設は、新たに利用した利用者、日課および施設内での生活、食事、健康状態、介護状況などについて説明を行う。

(退所の手続き)

第16条 次の場合には、利用者の契約する居宅介護事業所と協議し、退所の手続きをとる。
1、利用者から、退所の申し出があり家族への確認も得られたとき。
2、利用者が無断で退所し復帰の見込みがないとき。
3、利用者に病院治療の必要が生じたとき。

(受給資格の確認)

第17条 短期入所療養介護の利用開始にあたって利用者の介護保険証により受給資格を確認する。

(通 知)

第18条 当施設は、短期入所療養介護の利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付して、その旨当該入所者の居住を管轄する市町村長に通知する。
1、闘争・泥酔または著しい不行跡によって疾病に罹り、または負傷したと認められる場合。
2、正当な理由なしに施設介護に関する指示に従わないとき。
3、偽りその他不正の行為によって介護老人保健施設サービス給付の支給を受け、または受けようとしたとき。

第5章 施設介護、診察、その他のサービス等

(施設介護の取扱方針)

第19条 当施設の短期入所療養介護は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって利用者の病状および心身の状況に照らして行う、適切な医療および医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の支援とする。

(治療方針)

第20条 医師の治療方針は、次に掲げるところによる。

- 1、常に利用者の症状および心身の状態ならびに日常生活、家庭環境的な把握に努め、本人またはその家族等に対し、適切な指導を行う。
- 2、検査、投薬、注射、処置等は、利用者の症状に照らし適切に行う。

(必要な医療の提供が困難な場合の処置等)

第21条 医師は、利用者の症状からみて当施設において必要な医療の提供をすることが困難であると認めたときには、利用者の主治医への連絡及び情報提供、協力病院その他適当な病院、診療所への収容の為の処置を講じ、または他の医師の対診を求めるなど、適切な措置を講じる。

(機能訓練)

第22条 機能訓練は、効果的に行えるよう努める。また一定期間以上の利用及び定期的継続的利用がある場合は、目標を設定し定期的評価を行うことにより機能訓練を提供する。

(看護及び介護)

第23条 看護及び介護は、利用者の病状、心身の状態などに応じた適切に行う。又、褥創が発生しないよう適切な看護・介護を行うとともに、褥創対策委員会を開催し問題点を検証し褥創発生の予防に努める。また一定期間以上の利用及び定期的継続的利用がある場合は、当施設介護支援専門員の作成する短期入所療養介護サービス計画等を作成しこれに基づき、看護・介護を行う。

(判定会議)

第24条 利用者に対しては、入所時に判定会議を開催し、入所に関する要否を判断する。

- 1、利用者の入所妥当性について判断する。
- 2、判定は、医師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士等及び栄養士などの施設内専門職の協議により行う。

(食 事)

第25条 利用者には、栄養及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供する。

- 1、医師及び利用者の主治医の指示があるときは、療養食を提供する。
- 2、利用者の食事は、基本的に食堂で提供する。

(入 浴)

第26条 利用者に対する入浴は心身状態及び必要に応じて行い、何らかの理由により入浴出来ないときは清拭を行う。

(利用者負担の額)

第27条 利用者負担額を次の通りとする。

- 1、政省令が定める保険給付の自己負担額を料金表により支払を受ける。
- 2、その他の利用料は次の通りとし、費用等を当施設の見やすい場所に具体的に掲示する。

○室 料

・多床室

第4段階	437円
第3段階・第2段階	430円
第1段階	0円

○食 費

第4段階	1700円
第3段階②	1300円
第3段階①	1000円
第2段階	600円
第1段階	300円

○日用品費 実 費

○教養娯楽費 実 費

○洗濯代（希望者） 実 費

○理美容代 実 費

○健康管理費 実 費

○医療材料費 実 費

○電気器具持込料（1製品1日） 50円／日

○通常以外の送迎費用 50円／km

(通常の送迎の実施状況)

第28条 通常の送迎の実施地域を以下の通りとする。

- 1、小美玉市
- 2、石岡市
- 3、茨城町

第6章 利用者の守るべき事項

(日課の励行)

第29条 利用者は、援助にあたる職員の指導による日課を励行し、協同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(外出および外泊)

第30条 利用者は、外出又は外泊しようとするときは、所定の手続きをとって外出・外泊先、用件、施設への帰着する予定日や外出・外泊時の状態などを届け出なければならない。

(面 会)

第31条 外来者が利用者と面会しようとするときは、当施設に届け出を行い、面会名簿に記載しなければならない。また、面会時間を9時から19時までとする。

(衛生保持)

第32条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため施設に協力する。

(身上変更の届け出)

第33条 利用者は、身上に関する重要な事項が生じたときには速やかに届け出る。

(施設内の禁止行為)

第34条 利用者は、当施設内で次の行為をしてはならない。

- 1、所持品等は、施設利用上必要なもの以外は持ち込めない。
- 2、高額な商品や身の回り品及び多額の金銭については基本的に持ち込めない。また、その他に持込んだ身の回り品等の管理は基本的に利用者個人が責任を持って行うものとする。但し、利用者個人で管理が出来ないときは事務所に申し出、事務所に管理する。
- 3、宗教や習慣の相違などで他人を排撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 4、喧嘩もしくは口論、泥酔、楽器等を使用しての静穏を乱し他の用者に迷惑を及ぼすこと。
- 5、指定した場所以外で火気を用いること及び喫煙すること。
- 6、故意に施設もしくは物品に損害を与えること。
- 7、金銭又は物品によって賭事をする事。
- 8、無断で備品の位置又は形状を変えること。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第35条 施設管理者は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と施設改善を図り、入所者の安全に対して万全を期する。

- 1、少なくとも年2回以上の非常災害訓練を行う。(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
- 2、消防計画および消防業務の実施は、防災管理者が行う。
- 3、防火設備の点検を年2回以上行い、利用者の安全に対して万全を期する。
- 4、当施設は訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第36条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

また当施設は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するとともに定期的な計画の見直しを行い必要に応じた業務継続計画の変更を行う。

第8章 その他施設の管理に関する重要事項

(記録の整備)

第37条 当施設においては、次の記録を整備することとする。

- 1、管理に関する記録
 - (1) 業務日誌
 - (2) 職員の勤務状況
 - (3) 研修などに関する記録
 - (4) 月間・年間の行事計画および事業実施状況表
- 2、入退所の検討に関する記録
 - (1) 入退所の検討の経過および結果
 - (2) 定期的な検討の経過および結果
- 3、施設療養その他のサービスに関する記録
 - (1) 利用者の台帳
 - (2) 利用者のケース記録
 - (3) 診察、看護、介護、機能訓練などの日誌
 - (4) 診療記録など診療に関する記録
 - (5) 献立及び食事に関する記録
- 4、会計経理に関する記録
- 5、施設及び構造に関する記録

(感染症対策)

- 第38条
- 1、当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の予防のため月1回程度の委員会を開催、その結果について、全職員に周知徹底を図る。
 - 2、感染症又は食中毒及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施する。
 - 3、当施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(リスクマネジメント)

- 第39条 1、事故報告書式及びヒヤリハット書式により発生時の記載及び対応者での改善策の話し合い、ご家族、行政機関への報告の一連の流れを取る。
- 2、安全対策担当責任者を施設長（医師）と定め、毎月1回ケアリスクマネジメント委員会を開催し、発生した事故の検証及び分析、再発防止の対応策を話し合う。
その結果を全職員に周知徹底する。
- 3、定期的にリスクマネジメントの研修に参加するとともに、委員会主催での自主研修を開催する。
- 4、リスクマネージャー資格者による事故発生時のアドバイスや再発防止の検討指示を行う。

(衛生管理など)

- 第40条 1、利用者が使用する施設、食器その他の施設または飲用に供する水については衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに薬品および医療機器の管理を適性に行う。
- 2、利用者の療養生活に当てられる場所は、必要に応じ適時、冷暖房のための措置を講じる。
- 3、空気調和設備により、施設内の適温・適湿・採光の確保および悪臭・異臭の防止に努める。
- 4、食中毒、および伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備、空気調和設備等の衛生的管理を行う。
- 5、栄養士・調理師等厨房勤務者は、月1回、検便を行わなければならない。

(虐待の防止など)

- 第41条 当施設は利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発の防止をするため以下に掲げる事項を実施する。
- 1、虐待等に対する相談窓口を設置する。
- 2、虐待を防止するための委員会を定期的に開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図る。
- 3、虐待防止のための指針を整備するとともにそのために必要な措置を高める。
- 4、虐待を防止するための年2回の定期的研修を実施する
- 5、上記を適切に実施するための責任者を施設長高木秀峯医師とする。
- 6、事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束など)

- 第42条 1、当施設は原則として利用者に対する身体拘束を廃止する。ただし当該利用者または他の利用者の生命または身体を保護するために緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の身体状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記録する。
- 2、当施設は身体拘束等の適正化を図るために以下の事項を実施する
- ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に実施するとともにその結果を介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - ・身体拘束の適正化のための指針を整備する

- ・虐待を防止するための定期的な研修を実施する
- ・上記の内容を適正に実施するための担当者を施設長高木秀峯医師とする。

(苦情処理)

第43条 運営規程の概要、協力病院、利用者の苦情処理の対応については、施設に掲示する。

(その他)

第44条 1、介護保険施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本規程に定めがない、運営に関する重要事項については、医療法人健甞会理事会において定めるものとする。

2、事業所がおこなったサービスに係る諸記録に関して、県条例の定めるものを整備し、その完結した日から5年間保存するものとする。

(施行)

第45条 この規程は、平成24年2月1日より施行する。

(令和6年4月1日より一部改訂)